

訪問介護利用料金表

1) 利用料金表

以下の料金表は介護保険適用の場合に利用者様が負担する料金です

区分	20分以上45分未満		45分以上		
生活援助	179単位		220単位		
	1割 (194円)		1割 (239円)		
	2割 (388円)		2割 (477円)		
	3割 (582円)		3割 (716円)		
区分	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 30分増すごとに
身体介護	163単位	244単位	387単位	567単位	82単位
	1割 (177円)	1割 (265円)	1割 (420円)	1割 (615円)	1割 (89円)
	2割 (354円)	2割 (529円)	2割 (839円)	2割 (1230円)	2割 (178円)
	3割 (530円)	3割 (794円)	3割 (1259円)	3割 (1844円)	3割 (267円)

特別料金 (加算)	早朝・夜間加算	早朝 (6時～8時) または夜間 (18時～22時) に訪問した場合	所定単位数 × 25%
	深夜加算	深夜 (22時～6時) に訪問した場合	所定単位数 × 50%
	例えば、体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする訪問介護を提供する場合やエレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合など利用者の状況等により、2人の訪問介護員等によるサービス提供が必要となった場合		所定単位数 × 200%

* 利用者負担の計算方法
 1割 : 10割分の額 - (10割分の額 × 0.9 (1円未満切り捨て))
 2割 : 10割分の額 - (10割分の額 × 0.8 (1円未満切り捨て))
 3割 : 10割分の額 - (10割分の額 × 0.7 (1円未満切り捨て))
 * 横須賀市の地域単価は10.84円 (4級地) となります

【初回加算】 サービス提供初回月 1月につき200単位加算。

(要件) 新規の訪問介護計画作成利用者に対して、初回月内にサービス提供責任者自ら 訪問介護を行なう場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行なう際に同行訪問した場合

【特定事業所加算 I (20%)】 令和4年9月1日から。 所定単位数の20.0%

【介護職員等処遇改善加算 I (24.5%)】 令和6年6月1日から。 1ヶ月のサービス合計単位数 × 24.5%

2) 通常のサービス提供を超える費用 (利用者負担10割分)

項目	金額	内容
介護保険外 サービス	介護報酬の告示上の額と同額	区分支給限度額を超えてサービスを利用したい場合など 介護保険枠外のサービス料金です。